

協議第4号

各種事務事業の取扱い(学校教育関係)

各種事務事業の取扱い(学校教育関係)について提案する。

平成16年3月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 6 - 3 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、遠距離通学費補助については、 現行のとおりとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-6-3	各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	所 管	教育文化専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 遠距離通学費補助	道路事情や気象条件を考慮し、現行のとおりとする。
2. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. その他学校教育関係事業	新市において等しく教育を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 遠距離通学費補助 (第10回現況調書94・95ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
小 学 校	(対象者) 自宅から学校までの距離が4km以上あり、 通学に路線バスを利用する児童の保護者等	(対象者) 通学のため路線バスを利用する児童	(対象者) 通学のため路線バスを利用する児童	3市村の補助内容は異なるが、道路事情や気象条件を考慮し、現行のとおりとする。
	(補助額) バス通学に要する3ヶ月定期券の購入代 金相当額	(補助額) 運賃の全額	(補助額) 運賃の全額(バス定期券の支給)	
	(実績) 平成14年度 なし	(実績) 平成14年度 なし	(実績) 平成14年度 59人	
中 学 校	(対象者) 自宅から学校までの距離が6km以上あり、 通学に路線バスを利用する生徒の保護者等	(対象者) 通学のため路線バスを利用する生徒	(対象者) 通学のため路線バスを利用する生徒	
	(補助額) バス通学に要する3ヶ月定期券の購入代 金相当額	(補助額) 運賃の全額(11月から3月までの期間)	(補助額) 運賃の全額(バス定期券の支給)	
	(実績) 平成14年度 なし	(実績) 平成14年度 9人	(実績) 平成14年度 34人	

2. 補助金等 (第10回現況調書96ページ参照)

奨学金支給事業については、石狩市のみの制度であり、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. その他学校教育関係事業 (第10回現況調書97～106ページ参照)

新市において等しく教育を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。